

添付書類作成上の注意点

1. 位置図

- ① 縮尺2500分の1以上で方位が明記されている市販の住宅地図等で、申請物件の位置が明示されていること。
- ② 大規模な造成事業の場合は、事業区域を明示すること。

2. 公図（字絵図）の写し

- ① 法務局に備えてある公図（字絵図）を謄写したものであること。（当町税務課備え付けの図面及び土地宝典は不可）
- ② 鮮明かつ正確に謄写し、法務局謄写年月日を記載すること。
- ③ 公図には、用途別に用途廃止部分（道路は薄茶色、水路・池沼は薄緑色、付替施設は黄色により、実線で囲み区分して明示）とそれ以外の部分（道路は赤色、水路・池沼は青色、堤は黒色）に着色すること。
- ④ 字界が合致しない場合は、字界を1.5cm程度開けて「不接合部分」と表示すること。
- ⑤ 申請部分のみではなく、できる限り広範囲にわたり作成し、その図内の道水路等は全て着色明示すること。
- ⑥ 申請物件と一体利用を図る区域を明示すること。

3. 現況平面図

- ① 縮尺が100分の1から500分の1までの現況を表示するために適当なもので、国土基本図図式に則って作成した図面であること。
- ② 平面図には、建物の位置、用途廃止箇所及び付替箇所を明示し、用途廃止箇所を着色すること。（色種は公図と同様）
- ③ 縮尺及び方位、隣接地の地番・地目及び土地所有者氏名、法定外公共物の名称、申請財産の位置（付替施設等を設置する場合はその位置）、水路の流れの矢印による表示、境界杭の位置、作成者の資格及び氏名（押印）を記載すること。
- ④ 道水路について、周辺の道水路との機能的な関連を明確にすること。
- ⑤ 構築物について、可能な限り原形に即して記入すること。

4. 境界確定図（求積図等を含む。）

- ① 実測を必要とする場合は、官民境界確定協議を行い実測すること。この場合、立会年月日、立会者の住所・所属・氏名を記入し、それぞれ押印すること。
- ② 登記のある財産で地積更正を行う必要がある場合は、地積更正に必要な図書を添付すること。

- ③ 方位、縮尺、所在、隣接地番、作成年月日、作成者の資格及び氏名（押印）を明記すること。
- ④ 種目別、字別に求積し、申請者が複数の場合は申請者ごとに求積すること。
- ⑤ 隣接地の立会年月日、立会者の氏名及び押印された調書が添付されていること。
- ⑥ 公図と求積図について、それぞれ統一した符号をもって明示すること。
- ⑦ 登記可能な求積図を作成すること。
- ⑧ 公共物と交差する箇所は求積しないこと。
- ⑨ 縮尺は原則として250分の1とすること。

5. 各筆調書

- ① 買受希望者の所有地と、用途廃止申請地を含めて一体利用する画地内の全ての土地について記載すること。
- ② 隣接する土地（点で接する場合も含む。）全てを記載すること。

6. 占拠事情調書

- ① 詳細に記載すること。
- ② 次の場合は必ず添付すること。
 - イ 当該道水路上に工作物が設置してある場合
 - ロ 道水路の現況をなくして造成した場合
 - ハ 人工的に通行・通水等を阻害し、その機能を喪失させた場合

7. 買受誓約書

- ① 買受誓約者は、用途廃止物件に直接隣接する土地の所有者（登記簿所有者名義人又は相続人、売買契約者等）を原則とするが、借地等により土地を利用する場合は、当該借地権者とする事ができる。

ただし、借地権者が買受けを希望する場合は、賃貸借契約書等権利を証する書類を添付すること。
- ② 笠松町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第4号の適用を希望する場合は、その旨を末尾に付け加えること。

8. 隣接土地所有者の承諾書

- ① 買受希望者を含む用途廃止申請地に隣接する土地所有者全員（点で接する場合を含む。）について添付すること。
- ② 隣接する土地が共有地である場合は、共有者全員の承諾書を添付すること。
- ③ 隣接する土地を未成年者が所有する場合は、親権者の承諾とともに親権者であることを証明する書類を添付すること。
- ④ 隣接する土地の所有者が死亡している場合は、民法の規定に基づく必要

書類を添付すること。

- ⑤ 隣接する土地の所有者が、登記簿上の所有者と現実の所有者と相違する場合は、関係を明らかにする書類(売買契約書の写し等)を添付すること。
- ⑥ 隣接する土地の所有者の住所が、登記簿上の住所と相違する場合は、住所の移転が確認できる書類(住民票等)を添付すること。
- ⑦ 隣接する土地に賃借権、地上権等の権利を有する者がいる場合は、土地所有者及び権利を有する者の承諾書を添付すること。

9. 利害関係人の同意書

- ① 申請土地の用途廃止に伴い、利害があると思われる関係者全員(羽島用水土地改良区、農業委員会、町内会等の代表者)の同意書を添付すること。

10. 現況写真及び写真方向図

- ① 申請土地の位置を朱線で明示すること。
- ② 写真方向図には、撮影の位置及び撮影年月日を記載すること。
- ③ 写真方向図は、現況平面図と共用することが可能であること。

11. 登記事項証明書

- ① 用途廃止申請時における全部事項証明書を添付すること。(登記事項要約書は不可)